

農用地区域除外申出書記載についての留意事項

提出書類（提出部数各1部）

| | | |
|----|----------------------|---|
| 1 | 農用地区域除外 申出書 | 申出者は、土地所有者です。 |
| 2 | 土地登記簿謄本 (全部事項証明書) | 甲府地方法務局 本局（甲府市丸の内 1-1-18） 甲府地方法務局 鯉沢支局（南巨摩郡富士川町鯉沢 2543-4） 甲府地方法務局 韮崎出張所（韮崎市本町 4-3-2） ※上記の法務局で取得することができます。 ※登記官の押印がある3カ月以内のものに限る。 |
| 3 | 14条地図 (公図) | 法務局の証明による14条地図（こちらでも上記の法務局で取得 できます。）※直接書き込みをしないでください。 ※登記官の押印がある3カ月以内のものに限る。 |
| | 14条地図 (公図)のコピー | 隣接地の耕作者もしくは所有者氏名及び現況地目を 赤で記入 。除 外面積が全体面積の一部の場合は、境界・分筆線を赤で記入。 |
| 4 | 位置図 | 住宅地図等のコピーに申出地の位置を記入。 |
| 5 | 事業計画書 | 事業目的、事業概要（事業面積、建築物面積等）、資金等記入。 転用事業が事業関係である場合、転用事業者の業種や主たる事業 地、事業内容、今後の展開等についても記載。 |
| 6 | 事業計画図 | 配置図を14条地図（公図）のコピーに記入したもので可。 家や車、上下水道線や浄化槽等を記載。 建売分譲の場合は区画ごとの面積についても記載。 |
| 7 | 土地選定理由書 | 転用事業者が記入して下さい。（具体的に） ※求めているのはどんな場所なのか、条件などを記載。（〇〇の理 由により、〇〇から〇mの距離であること。など） 同じ条件となる候補地を3つ挙げ、選ばれた理由についても 記載をお願いします。 |
| 8 | 同意書 | 隣接の農地（幅4m以内の道路を挟む場合は隣接）の耕作者の同 意。隣接地の所有者については法務局等で御確認下さい。 |
| 9 | 確約書 | 土地所有者及び転用事業者署名押印。 |
| 10 | 相続人同意書 | 相続による土地の登記が完了していない場合は、 相続人となる親 族全員の同意および相続人関係図作成（※） 。 ※相続放棄をしている親族については、相続人の欄に署名、押印する必 要はありませんが、家庭裁判所発行の「相続放棄申述受理通知書」の写 しまたは「相続放棄申述受理証明書」の写しを添付して下さい。 |
| 11 | 固定資産税名寄せ 課税台帳の写し | 申出者と転用事業者双方 の名寄せの写。本庁税務課、各窓口サー ビスセンターで交付しています。（未相続地の場合、申出者親族等 の名寄せ台帳を提出） |
| 12 | その他 | 審査に必要な上記以外の資料を提出して頂くこともあります。 ※目的が駐車場・資材置場の場合は、 必要面積検討表 を添付して 下さい。 |

※書類に対する押印はスタンプ式を不可とし、委任された代理人が申出を行
う場合、**印鑑証明書**をご提出ください。

※農振除外の許可・不許可の結果通知は申出者に送付しますので、あらかじめ
ご了承ください。

除外6要件

- ①申し出する農地を農地以外に使用することが必要であり、農用地区域（青地農地）以外に、宅地・雑種地・白地農地など代替すべき土地がないこと。
農振除外後1年以内の転用が**確実**であり、転用目的が明確であること。
- ②農用地区域（青地農地）内における**地域計画**（地域農業経営基盤強化促進計画）の**達成**に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③農用地区域（青地農地）内における農用地の**集団化**、農作業の**効率化**その他の**農業上の利用**に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④担い手に対する農用地の**利用集積**に支障を及ぼさないこと。
- ⑤農用地区域（青地農地）内の**土地改良施設の機能**に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥国の直轄又は補助による土地改良事業又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、**事業の工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過した土地**であること。

《申出書記載内容について》

◎ 申出者(土地所有者)の住所、氏名、連絡先を必ず記入し押印する。

1 除外を希望する土地

- ・登記簿謄本（全部事項証明書）を参考に記入する。
- ・**現況地目は田、畑、樹園地の別**を記入する。
- ・個人住宅建築の除外予定面積は原則として **500 m²を上限**とする。

2 除外の目的

内容を詳しく具体的に記入して下さい。

例：「長男夫婦と同居するための二世帯住宅建築」
「次男の住宅建築」

5 申請地以外に代替する事のできる土地(宅地、雑種地、農振除外された白地農地)があるのに使えない理由

※自己所有の土地であるかは問いません。

事前に農政課窓口「固定資産税名寄せ課税台帳の写し」を持参し、必ず白地農地の有無の確認をして下さい。

6 農地転用事業の概要

- ・(1)転用事業予定者の住所氏名、連絡先、申出者との関係を記入する。申出者と同一の場合は「申出者と同一」と記入する。
- ・(2)転用事業の実施時期を「令和〇〇年〇月」と具体的に記入する。実施時期が明確でないものは除外の必要性がないものとして審査対象から除外します。
- ・事業計画図については、除外面積に対して計画する建物等、駐車場などは必要台数の記入が重要となりますので、詳細な計画図の添付をお願いします。
- ・県協議の際に詳細な図面を求められますので必ず添付して下さい。

提出書類交付及び配布場所等

○農政課又は、ホームページよりダウンロード出来る書類

- 書類 1 農用地区域除外申出書
- 書類 5 事業計画書
- 書類 7 土地選定理由書
- 書類 8 同意書
- 書類 9 確約書
- 書類 10 相続人の同意書（必要により提出）
- 書類 12 必要面積検討表（駐車場・資材置場の場合）

○法務局で取得する書類

- 書類 2 土地登記簿謄本（全部事項証明書）
- 書類 3 14条地図（公図）

法務局

- 甲府地方方法務局本局（Tel055-252-7151）
 - 甲府地方方法務局鯉沢支局（Tel0556-22-0174）
 - 甲府地方方法務局韮崎出張所（Tel0551-22-0370）
- 隣接地の所有者・耕作者がわからない時は、法務局で調べて下さい。

○税務課又は各窓口サービスセンターで取得する書類

- 書類 11 固定資産税名寄せ課税台帳の写し
- 申出者(土地所有者)、転用予定者の双方が必要となります。
代替できる土地の有無の確認が必要となりますので、申出書を受取りの際に前もって持参し、青地、白地農地かの確認を担当職員に依頼して下さい。

《注意事項》

- ※ 今回の除外申出により除外希望地が農用地区域から除外されたとしても、予定する農地転用が農振除外の通知を受けた日から1年以内に実施されない場合は、再度農用地区域へ編入いたします。
- ※ 申出書の記入漏れ、添付書類等、関係書類に不備がある場合は受付られません。
- ※ 今回提出される「農用地区域除外申出書」は、本市が管理する南アルプス農業振興地域整備計画の農用地利用計画を見直すにあたり、受付けるものです。
受付けた申出書につきましては、個々に農振法第13条第2項に規定される「農業振興地域からの除外6要件」を審査し、要件を全て満たすと認めた申出書を取りまとめて、農用地利用計画の変更案を作成します。
また、複数の申出書に基づいて本市の農業振興地域整備計画の農用地利用計画を変更する手続きをするため、農用地区域からの除外には、一定の期間（1年程度）を要しますので、あらかじめ御承知おき下さい。

なお、申出者又は転用事業者が所有している農地の中に、農振法及び農地法違反（違反転用等）がある場合には、申出を受付けられません。また、申出受付後であっても、現地調査を行った際に確認された場合は書類を返却することもありますので、ご承知下さい。

以上、転用計画等を再確認し、必ず受付期間内に御提出下さい。